

特定非営利活動法人 ラオスのこども 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称は、特定非営利活動法人 ラオスのこども です。

(事務所の場所)

第2条 この法人は、事務所を東京都大田区に置きます。

(目的)

第3条 この法人の目的は、子どもが自らの力を伸ばす権利、人生を主体的に選択する権利を全うできるよう、教育の普及に協力することで、公正で平和な地球社会づくりに貢献することです。そのため、今日子どもが教育を受ける機会を十分得ていない地域のひとつ、ラオスにおいて、本の出版、読書の習慣の普及、子どもが集い遊び学べる場の支援など、子ども自らが学ぶ力を伸ばす環境を生み出す活動を行います。活動を通じて得た知識、情報は地域と地球社会に発信していきます。

活動にあたっては、子どもの参加と、日本およびラオスをはじめとした人々の参加を促し、誰もが対等に力を発揮し合う関係を作り出すことで、それぞれが成長の機会を得ることをめざします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行います。

- 1 国際協力の活動
- 2 子どもの健全育成を図る活動

(特定非営利活動に関する事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために行う特定非営利活動に s 関係して、次の事業を行います。

- 1 ラオスで本や紙芝居を企画、編集、出版、販売し、制作者を育成する事業ならびにそれらの支援事業
- 2 ラオスで読書の習慣を広める事業
- 3 ラオスで子どもが集い遊び学べる場（子どもセンター）を支援する事業
- 4 ラオスでの奨学金事業
- 5 ラオスの子どもに関する情報収集や調査研究をする事業
- 6 ラオスに関する交流や広報をおこない、ネットワークを広げる事業
- 7 ラオスを紹介する書籍や雑貨などの企画、製作、販売
- 8 日本での社会教育や開発教育の事業
- 9 教育や海外支援に関する啓発や政策の提言事業
- 10 その他、目的を達成するのに必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、活動会員と賛助会員の2種類です。このうち、活動会員が、特定非営利活動促進法（以下「法」といいます）でいう社員です。

- 1 活動会員 この法人の目的に賛同し入会した個人。総会で議決権を持ちます。運営会議に出席して意見を述べることができます。
- 2 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人と団体。

(活動会員の入会・退会の手続き)

第7条 この法人の活動会員になろうとする人は、事務局長が別に定める入会申込書を事務局長に提出し、会費を支払うことにより入会します。

2項 事務局長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がないかぎり、入会を受け入れることとします。

3項 活動会員は、事務局長が別に定める退会届を事務局長に提出すれば、自由に退会することができます。

(賛助会員の入会・退会の手続き)

第8条 この法人の賛助会員になろうとする人や団体は、事務局による入会の意思確認と、会費を支払うことにより賛助会員として入会します。

2項 事務局長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がないかぎり、入会を受け入れることとします。

3項 賛助会員は、事務局へ退会の意思を伝えれば、自由に退会することができます。

(会費)

第9条 会員は、理事会が別に定める会費を支払います。

(会員の資格を失う場合)

第10条 会員が次の各号のどれかひとつに当てはまる場合には、会員資格を失います。

- 1 活動会員が、第7条第3項にもとづき、事務局長に退会届を提出したとき
- 2 活動会員が、会費を支払うのが、1年以上遅れたとき
- 3 賛助会員が、第8条第3項にもとづき、事務局に退会の意思を伝えたとき
- 4 賛助会員が、会費を支払うのが1年以上遅れたとき
- 5 本人が死亡し、または失そう宣告を受けたとき。または賛助会員である団体が解散したとき
- 6 除名されたとき

(除名)

第11条 会員が次の各号のどれかひとつに当てはまる場合には、理事会の議決により、その会員を除名することができます。理事会は、会員の除名について、総会に報告しなければなりません。

- 1 法令、この法人の定款に違反したとき
- 2 この法人の名誉を傷つけたり、目的に反するを行ったりしたとき

2項 前項の決定で会員を除名しようとする場合は、議決の前に、その会員に弁明の機会が与えられます。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに支払われた会費は、返還しません。

第3章 役員

(役員の種類と定数)

第13条 この法人に、次の役員を置きます。

- 1 理事 3人以上
- 2 監事 1人以上

2項 理事のうち2人以内を代表とします。

(役員を選任)

第14条 理事は、活動会員の中から理事会で選任し、総会の承認を得ることとします。監事は、総会で選任します。

2項 理事のうち2人まで、監事のうち1人までを、活動会員以外の者からも選任することができます。

す。

- 3項 代表は、理事の互選により、活動会員である理事の中から選ぶこととします。
- 4項 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者または三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、またはその役員とその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはいけません。
- 5項 法第20条各号のどれかひとつに当てはまる人は、この法人の役員になることはできません。
- 6項 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできません。

(役員職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、その業務をとりまとめます。

- 2項 理事は、理事会を構成し、この定款の決まりおよび総会または理事会の議決にもとづいて、この法人の業務をとり行います。
- 3項 監事は、次の職務を行います。
 - 1 理事の業務の執行状況を監査すること
 - 2 この法人の財産の状況を監査すること
 - 3 前2号の決まりによる監査の結果、この法人の業務または財産について、不正行為または法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合には、それを総会または所轄庁に報告すること
 - 4 前号の報告をするために必要な場合には、総会を招集すること
 - 5 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とします。ただし再任してもかまいません。

- 2項 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残りの期間とします。
- 3項 役員は、辞任するか任期が満了した後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行うこととします。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のどれかひとつに当てはまる場合には、総会の議決によって、その役員を解任することができます。

- 1 職務を行うことが不可能であると客観的に認められる事実や理由があるとき
 - 2 職務上の義務に違反し、または社会風俗を乱すなど、役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2項 前項の決まりで役員を解任しようとする場合は、議決の前に、その役員に弁明の機会が与えられます。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。

- 2項 役員には、その職務を執行するために要した費用を支払うことができます。
- 3項 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定めます。

第4章 顧問

(顧問)

第19条 この法人に、活動および事業を行う上での専門分野のアドバイザーとして、顧問を置くことができます。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 総会はこの法人の最高議決機関で、通常総会と臨時総会があります。

(総会の構成)

第21条 総会は活動会員によって構成されます。

(総会で議決すること)

第22条 総会は、以下の事項について議決します。

- 1 事業報告、事業評価と決算
- 2 定款の変更
- 3 解散
- 4 合併
- 5 監事の選任
- 6 理事会で選任された理事の承認
- 7 役員の解任
- 8 解散した場合の残余財産の譲渡先
- 9 理事会で、総会で議決または承認すべきとされた事項
- 10 そのほか、法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催します。

2項 臨時総会は、次の場合に開催します。

- 1 理事会が必要と認め、招集を求めたとき
- 2 活動会員総数の5分の1以上が、会議の目的を記載した書面で招集を求めたとき
- 3 監事が定款第15条第3項第4号にもとづいて招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号により監事が招集する場合を除いて、代表が招集します。

2項 代表は、前条第2項第1号および第2号にもとづき、理事会または活動会員から請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければなりません。

3項 総会を招集する場合は、開催の日時・場所・目的・審議事項を記載した書面や電子メール、または会報への掲載により、開催の日の少なくとも5日前までに会員に通知しなければなりません。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した活動会員の中から選出します。

(総会の定足数)

第26条 総会は、活動会員の総数の3分の1以上の出席によって開会します。

(総会の議決)

第27条 総会の議決事項は、第24条第3項にもとづいて予め通知した事項と、法人の運営に関わる重要事項で特に議決する必要のある事項とします。

2項 総会の議事は、定款に特に定めるもののほかは、出席した活動会員の過半数で決定します。賛成と反対が同数となった場合は、代表が決定することとします。

(総会での表決権など)

第28条 各活動会員の表決権は平等です。

2項 やむをえない理由で総会に出席できない活動会員は、予め通知された審議事項について、書面または電子メールで表決するか、ほかの活動会員を代理人として表決を委任することができます。

3項 前項にもとづいて表決した活動会員は、第26条の定足数、第27条の議決については、出席

したものとみなします。

4項 総会の議決について、特別の利害関係のある活動会員は、その議事の議決に加われません。
(総会の議事録)

第29条 総会の議長は、総会の議事録を作成し、議長および出席した活動会員の中からその総会で選任された議事録署名人2名以上が署名して、その議事録を保存しなければなりません。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事によって構成されます。

2項 監事は、理事会に出席して意見を述べることができます。

(理事会で議決すること)

第31条 理事会は、以下の事項について議決を行います。

- 1 事業計画と予算
- 2 事業計画と予算の変更
- 3 理事の選任
- 4 役員の職務および報酬に関する事
- 5 会費の額
- 6 借入金の決定
- 7 事務局の組織および運営に関する事
- 8 職員の職務と報酬に関する事
- 9 理事会、総会など会議の招集
- 10 財産の処分
- 11 総会で討議すべき議案
- 12 総会で議決したことの実行に関する事
- 13 その他、総会の議決を要しない業務の実行に関する事

2項 議決にあたっては、運営会議で集約された意見を参考にします。

(理事会の開催・招集・議長)

第32条 理事会は、次の場合に開催します。

- 1 代表が必要と認めたとき
- 2 理事総数の2分の1以上が、理事会の目的を記載した書面によって招集を求めたとき

2項 理事会の招集は、代表が行います。

3項 理事会の議長は、代表です。

(理事会の定足数)

第33条 理事会は、理事3人以上が出席しないと、議決することができません。

(理事会の議決・表決権・議事録)

第34条 理事会の議決、表決権、議事録については、総会の場合(第27、28、29条)に準じるものとします。

第7章 運営会議

(運営会議の設置)

第35条 この法人は、広く会員の意見を集約し、運営に反映させるため、運営会議を設置することとします。

2項 運営会議は、この法人の活動に参加するもの、理事、監事、事務局職員、代表、事務局長が出席し、話し合いに参加し、意見を述べることができます。

(運営会議で話し合うこと)

第36条 運営会議は、次のことについて、話し合います。

- 1 会員の活動に関すること
- 2 法人の運営、日常的な業務、事業を実行する上で必要なこと
- 3 法人の運営、業務を行う上で必要な規則に関すること
- 4 事業計画、予算に関すること
- 5 事業報告、事業評価、決算に関すること
- 6 代表、理事会、または事務局長が、運営会議で広く意見を求めるのが当然だと判断したこと
- 7 その他、第3.5条2項の出席者が、運営会議での話し合いを求め、事務局長が同意したこと

(その他)

第37条 運営会議の開催について他に必要なことは、規則で別に定めます。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものによって構成します。

- 1 設立当初の財産目録に記載された資産
- 2 会費
- 3 寄付金品
- 4 事業に伴う収入
- 5 助成金
- 6 その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は代表が管理し、その方法は、理事会の議決によって定めます。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わります。

(事業計画と予算)

第41条 この法人の事業計画と予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告されます。

2項 理事会で議決された事業計画と予算の変更が必要なときは、理事会で議決したあと、その事業年度終了後の通常総会に報告することとします。

(事業報告・事業評価および決算)

第42条 この法人の事業報告書、事業評価、活動計算書、貸借対照表および財産目録など、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会が議決しなければなりません。

2項 決算にあたり、剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとします。

第9章 定款の変更、解散、合併

(定款の変更)

第43条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した活動会員の4分の3以上の議

決を経て、所轄庁の認証を得る必要があります。

2項 ただし、法第25条第3項のいう「軽微な事項」、つまり「主たる事務所およびその他の事務所の所在地」（所轄庁の変更を伴わない場合に限る）、「資産に関する事項」、「公告の方法」の変更は、総会に出席した活動会員の4分の3以上の議決を経て、所轄庁へ届けます。

(解散)

第44条 この法人は、次の場合に解散します。

- 1 総会で決議されたとき
- 2 目的とする特定非営利活動に関する事業が成功したとき、または終了したとき
- 3 目的とする特定非営利活動に関する事業の成功が不可能なとき
- 4 活動会員がいなくなったとき
- 5 合併したとき
- 6 破産手続開始が決定したとき
- 7 所轄庁によって認証が取り消されたとき

2項 前項第1号・第2号にもとづいて解散する場合は、総会で活動会員総数の4分の3以上の承認が必要です。

3項 第1項第3号にもとづいて解散する場合は、総会で活動会員総数の4分の3以上の承認を経た上で、所轄庁の認定を得なければなりません。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第

- 11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡します。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会で活動会員総数の4分の3以上の議決を経た上で、所轄庁の認証を得なければなりません。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行います。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行います。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第48条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置します。

2項 事務局には、事務局長と必要な職員を配置します。

(職員の任免)

第49条 事務局長と職員の任免は、代表が行います。

(事務局長の職務)

第50条 事務局長は、次の職務を行います。

- 1 会員の入会と退会の承認
- 2 運営会議の招集
- 3 その他、法人の事務や事業が円滑に実行されるよう、事務局をとりまとめること

(組織と運営)

第51条 事務局の組織と運営に関して必要なことは、理事会の承認を経て、代表が別に定めます。

第12章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な規則は、理事会の議決を経て、代表が定めます。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとします。

代表	森 透
代表	Inthavong Chanthasone
理事	野口 朝夫
理事	風間 美苗
理事	小川 直美
理事	塩谷 光
監事	南 康雄
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年(2003年)8月31日までとします。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年(2003年)6月30日までとします。
- 5 この法人の設立当初の事業計画と収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。

(1) 活動会員	1,500円
(2) 賛助会員	0円

附則

この定款は、令和4年12月22日から施行する。

051221 変更
140920 総会で変更承認
150919 総会で変更承認
20180915 総会で変更承認
20220917 総会で変更承認